

船橋市精神保健福祉推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市における精神障害者が社会復帰するために必要な福祉施策を推進し、市民の精神保健の増進に寄与するため、船橋市精神保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で、精神科医療機関等の判定により精神疾患を有するものをいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 精神障害者の社会復帰対策に関する事項（船橋市地域精神保健福祉連絡協議会での協議事項は除く）
- (2) 市民の精神健康増進のための事業の実施に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員14人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 船橋市医師会の代表者 1人
 - (2) 精神科医療機関の代表者 3人
 - (3) 家族会の代表者 3人
 - (4) 精神保健福祉に関する団体の代表者及び学識経験者 4人以内
 - (5) 市職員 3人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、委嘱又は任命時における職を離れた委員は、解任されるものとする。
 - 4 委員は再任することができる。
 - 5 委員のうち3人以上は、女性とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要のつど会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(幹事)

第8条 協議会は、協議事項について事前に調査検討を行わせるため幹事若干名を置くものとする。

2 幹事は、精神障害福祉について専門的知識を有する者のうちから、会長が指名する。

3 幹事は、協議会の開催する幹事会に出席するものとする。

(参考意見等の聴取)

第9条 協議会は、必要に応じ、関係機関の職員に必要な資料を提出させ、又は協議会に出席させて意見を聞くことができる。

(会議結果の報告)

第10条 会長は、協議会の協議事項について成案を得たときは、協議会の議事を経て報告書を市長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員及び関係者は、協議会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。職を離れたときも、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健所保健総務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(公務災害補償)

第14条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。